

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月27日現在

機関番号：15501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2012

課題番号：22520674

研究課題名（和文） 仕入と魚市場を指標に見る近世漁村の内部構造と地域類型に関する研究
 研究課題名（英文） Research on the internal structure and the area type of the fishing village during the Edo Period to see 'Shiire' (the advances) and 'Uo-ichiba' (a fish market) in the index

研究代表者

木部 和昭 (KIBE KAZUAKI)

山口大学・経済学部・教授

研究者番号：20263759

研究成果の概要（和文）：本研究は、魚問屋が漁民に対して必要経費・諸物資を「仕入」（前貸）し、その見返りに自己の「魚市場」での漁獲物販売を義務づける魚問屋仕入制度の分析を通じて、近世期の漁村の内部構造を明らかにした。主として長門・周防両国（現・山口県）地域を中心に、その実態解明を行い、漁村の編成の在り方や階層構造、漁業の再生産における仕入と魚市場の役割について明らかにするとともに、瀬戸内海・日本海という異なる海域における漁村の地域類型の析出を試みた。

研究成果の概要（英文）：This research explained the internal structure of the fishing village of the Edo Period through the analysis of the institution of fish wholesaler's advances. That institution was the following thing. The fish wholesaler paid fisherman necessary expenses and various necessities in advance. Then, the fisherman assumed the duty to sell a fish in the fish market which the fish wholesaler owned in the reward of the advance. The institution of fish wholesaler's advances played an important part when the reproduction of the fishing of the Edo Period was supported. This research made the actual condition of this institution clear for mainly *Nagato, Suo* area (Yamaguchi Prefecture). And, it tried the separation of the area type of the fishing village in the different area of the Inland Sea, Sea of Japan.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学、日本史

キーワード：漁業史、魚問屋、魚市場、魚問屋仕入制度、引船制度、商主、魚糶

1. 研究開始当初の背景

(1) 他国漁民の入漁に大きく依存していた対馬藩の漁業制度について研究を進める中で、

厳原城下の魚問屋が仕入と漁獲物流通を掌握することで漁業編成を行っていたことが明らかになった。

(2) 萩藩領の浦方社会に関する研究の中で、長門国阿武郡江崎浦（現・萩市）における引船制度に関する史料を目にする機会に恵まれたが、この制度もまた、仕入と魚市場を通じて魚問屋が漁業編成の担い手になっていた。

(3) 以上の研究を通じて、近世期の漁業の生産組織の編成において、魚問屋が仕入と魚市場を掌握する魚問屋仕入制度の重要性に着目することになった。魚問屋仕入制度は、先行研究では、都市商人資本による漁獲物集荷という流通史的側面から取り上げられていることが多いが、漁村内部における漁業の「現場」において、その再生産を支え、漁村支配の在り方や階層構造を規定する重要な機能を有していたのではないかと構想した。産業金融の未熟な近世社会において、農村の地主・小作制度、あるいは農村手工業における問屋制家内工業などと同様の、漁村・漁業の近世的（前近代的）産業構造の特質の解明に寄与できるのではないかと、という発想の下、本研究はスタートした。

2. 研究の目的

本研究は、近世期の漁民に対する必要経費・諸物資の前貸しや出資を指す「仕入（しいれ）」と、漁獲物を換金化する「魚市場」に着目する。漁業は漁船・漁網・漁具・飯米などを必要とするが、近世期の零細な直接生産者たる漁民はその必要経費を自弁できない場合が多く、漁村内の富裕層や商人等からの前貸しや出資、すなわち「仕入」に依存せざるをえなかった。一方で漁業は、その性格上、自給自足は不可能で、漁獲物の換金を必然としたから、その場としての「魚市場」の存在も不可欠であった。近世期の漁村では、「仕入」を提供していたのは村内の富裕層や商人らであり、彼らは仕入の見返りとして「魚市場」を掌握しているのが常であり、漁獲物を独占的に買い取ったり、特定の「魚市場」を通じた漁獲物売却を強制したりすることで、前貸し資金の回収とともに利益を得ていた。つまり、漁民にとって必要不可欠な「仕入」・「魚市場」を掌握する富裕層・商人らこそ、近世漁業の要所を掌握していたのであり、漁村内部には彼らを中心とする漁民の階層構造、あるいは貸借関係・資本関係が形成されていたと考えられる。こうした漁業編成の在り方こそが魚問屋仕入制度であり、その「仕入」と「魚市場」を指標として、近世漁村の内部構造や漁民の存在形態を体系的に解明しようとするのが、本研究最大の目的である。

また、漁民の「仕入」に対する依存度や、「魚市場」での漁獲物売却の自由度を指標にすれば、漁村内部における漁民の自立の度合いを測り、その地域類型化を試みることも可

能である。本研究では、長門・周防両国地域を中心に、瀬戸内海・日本海という異なる海域における漁村の地域類型の析出を試みることも目的としている。

3. 研究の方法

本研究の基本的方法は、対象地域の藩政文書および浦方文書・漁業経営文書などの近世史料について調査・収集を行い、魚問屋を軸とした「仕入（前貸・出資）」と「魚市場（漁獲物換金化・流通）」の観点から漁村の具体的実態について分析を行った。中でも、主たる研究対象とする防長両国（山口県）地域では漁業史関係史料の悉皆調査を行い、新出史料の発掘に努めながら、その全容把握を目指した。また、防長地域に近接する山陰（主として島根県）・山陽（主として広島・愛媛県）・九州（福岡県及び長崎県対馬）についても、類似した魚問屋仕入制度の地域的広がりを確認する観点から、関係史料の調査を実施した。

具体的には、以下のように各年度ごとに対象地域を重点化して調査・分析を実施した。

(1) 初年度となる平成 22 年度は、主として長門国日本海沿岸地域（阿武郡・大津郡・豊浦郡）の調査を実施し、この地域の特徴的な魚問屋仕入制度である「引船制度」の検出と分析を進めた。また、長門国以外の山陰地域においても、「引船制度」と類似した漁業制度が存在したのかどうかを検出するため、島根県地域（主として石見国）の漁業史料の調査を実施した。九州方面では、魚問屋が長門国日本海地域と同様に「引船問屋」とも呼称される対馬藩の漁業関係文書（主として「御郡奉行毎日記」）の調査を実施した。

(2) 平成 23 年度は、主として山口県の瀬戸内海沿岸地域（長門国厚狭郡・周防国吉敷郡・佐波郡・都濃郡・熊毛郡・大島郡・玖珂郡）の各浦について史料調査を実施した。この海域では、同じ萩藩領に属す諸浦であっても、日本海地域に比して漁村の内部構造や漁民の自立度が異なっており、魚問屋仕入制度にも相違が見られた。この点について、日本海地域の「引船制度」と比較しながら、その特徴を分析した。また、瀬戸内海地域には「商主」という特有の魚問屋仕入制度が存在したことが知られており、その検出と特徴の把握に重点を置いた。山口県以外の漁業史料に関しては、神奈川大学常民文化研究所所蔵の「漁業制度調査」収集史料のほか、筑前国福岡藩領の浦方史料、対馬藩郡奉行所記録の調査を実施した。

(3) 最終年度となる平成 24 年度は、前年度に十分に調査しきれなかった周防国大島郡・熊毛郡地域の補足調査を実施し、山口県域の漁業関係史料の悉皆調査を完了した。また、近接する山陽（安芸国）・四国（伊予国）地方

についても漁業関係史料の調査を実施して、瀬戸内海沿岸地域に共通する魚問屋仕入制度の地域類型の存否について検討した。魚問屋が仕入と魚市場を通じて他国漁民を誘致・編成する漁業制度をとっていた対馬藩については、その基本史料である「郡奉行所毎日記」の抽出作業を本年度で完了した。

(4)本研究を進める過程で、山口県庁文書(山口県文書館所蔵)の明治期の漁業に関する旧慣調査類に着目することになった。中でも明治19年に山口県が各漁村に提出させた魚市場の旧慣に関する調書をまとめた「魚市場慣行調」は、近世期の問屋仕入制度や魚問屋・魚糶座についても具体的に記載されており、本研究にとって極めて重要な史料であることが判明した。平成23~24年度にかけては、こうした近代史料についても調査の範囲を広げ、その全容解明を行った。

以上の3年間にわたる史料調査・研究の成果は、随時論文・学会報告として公表した(後掲)。最終年度には、「仕入」と「魚市場」の観点から漁村の内部構造を体系的に解明し、あわせて、個々の事例の比較を行いながら、地域・漁法あるいは時代による漁村の内部構造の類型化を試みた総括論文として「明治期山口県の魚市場慣行調に見る魚問屋仕入制度の諸相〜近世防長漁業の内部構造・地域類型解明の手がかりとして〜」を公表した。なお、本研究成果である諸論文および重要史料については、研究成果報告書にまとめた。

4. 研究成果

本研究は、「仕入」と「魚市場」を軸にした魚問屋仕入制度について、主として長門・周防両国(現・山口県)地域を中心に分析し、中でも日本海と瀬戸内海という異なる海域における地域類型の解明を行った。以下、その概要をまとめる。

(1)日本海地域における魚問屋仕入制度の特徴

①日本海地域における特徴的な魚問屋仕入制度は「引船制度」と呼ばれ、釣漁主体の浦方(漁村)において広く確認された。一方、網漁主体の浦方では必ずしも「引船」という言葉は用いられておらず、単に魚問屋・魚市場と呼ばれていたが、その基本的性格はほぼ共通していた。

②引船制度に代表される日本海型の魚問屋仕入制度の最大の特徴は、魚問屋と漁民の関係が緊密であった点である。漁民との関係が極めて強固で支配的であったと言ってもよい。それを象徴するのが以下の諸点である。

③浦には数軒の引船問屋または魚問屋が存在し、漁民はいずれかの問屋の仕入を受ける親方―子方の関係にならないと漁業に従事できなかった。

④引船問屋の場合は、支配下の引船漁民の戸

籍を管理し、問屋株売買の際には引船漁民の戸籍も同時に売買されていた。絶家分の戸籍も売買されていたことから見て、引船制度の存在する浦方では漁民(漁船)に一定の株数が設定されていたことも推測される。

⑤魚問屋・引船問屋は、配下の漁民に対して漁具・飯米・餌代から漁船建造費に至るまで全面的な仕入を行う義務を有したが、基本的に無利子貸与であり、いわゆる前期的高利貸資本ではなかった。こうした全面的な仕入の存在は、漁民の魚問屋仕入に対する依存度が高い、あるいは漁民の自立度が低いことを示しており、後述する瀬戸内海地域との大きな相違点である。

⑥仕入を受けた漁民は、当該問屋の開設する魚市場での漁獲物売却(糶売)を義務づけられた。問屋は、魚仲買人などから魚売上代金を徴収して漁民に支払う決済機能を果たしていたが、その一定割合が問屋のもとに留保され、そこから口銭収入を得ると共に、仕入の清算(返済)も行われた。仕入が全面的であるため、瀬戸内海地域に比して引き去り額の割合が大きいの日本海地域の特徴であった。

⑦魚問屋は、その口銭収入の内から、支配下の漁民(漁船)数に応じて、浦方の本年貢である浦立銀を上納する義務を負っていた。また、浦方の郡村費(諸懸)についても、糶売の際に口銭と共に一定額を積み立てさせる形態で徴収する事例も確認された。耕地所持高に応じた年貢諸役負担といった農村の原理とは異なる、漁村特有の負担原理がうかがえる。

⑧こうした年貢諸役のとりまとめ役としての性格のため、日本海地域における魚問屋・引船問屋は、ほとんどの場合が浦役人層(庄屋・浦年寄)と一致していた。

⑨問屋は魚市場における魚売上代金の一部を徴収する口銭を主たる収益源としていたが、そこから定額の浦立銀を上納するため、豊漁の際には収益が大きくなる。しかし、不漁の際には負担が増大するだけでなく、仕入の償還も滞り、さらには漁民の生活維持のためには新たな仕入を行わねばならないなど、リスクも大きかった。豊漁・不漁に左右されがちな漁村部であって、漁業の再生産を維持するセーフティーネットの役割を魚問屋は担っていたといえる。

⑩日本海地域の魚問屋仕入制度は、その維持を藩権力などの強制力に依拠するのではなく、基本的には共同体の内部規制によって実現していた。明治初年になると、問屋支配に対する漁民の自立の動きも見え始めるが、その動きは瀬戸内海地域に比べると未だ弱いものとどまっていた。

(2)瀬戸内海地域における魚問屋仕入制度の特徴(日本海地域との比較を中心に)

①瀬戸内地域の魚問屋制度もまた、無利子の仕入の見返りに自己の魚市場・魚糶場で漁獲物販売を行わせ、そこから口銭徴収と仕入償還を行うという点では共通していた。また、その仕入が漁業の再生産維持において一定程度の役割を果たしていたことも明らかである。しかし、以下の諸点で日本海地域と大きな相違が確認された。

②瀬戸内海地域の最大の特徴は、魚問屋・魚市場に対する漁民の自立度の高さである。それが顕著にうかがえるのが、仕入の中身である。日本海地域では漁業に必要な経費は、漁具・餌代・飯米・漁船など全面的に仕入が行われていたのに対し、瀬戸内海地域では、漁具や飯米など使途が限定的であった。特に日本海地域で見られた漁船新造に対する仕入は一切検出されなかった。こうした点を鑑みれば、瀬戸内海地域の漁民は、魚問屋による仕入に全面的に依存せねばならないような状況になかったと考えられる。瀬戸内海地域の仕入は、どちらかといえば漁民を自己の魚市場に引き付けるための手段としての性格が強く、漁民と魚問屋・魚市場との関係は、相対的な契約関係に止まっていたと思われる。日本海地域における絶対的な親方―子方関係とは異なる、緩やかな魚問屋仕入制であったといえるだろう。

③こうした緩やかな魚問屋仕入制と表裏の関係をなす特徴が、瀬戸内海地域における漁民の沖売り・直売り・抜け売りの横行である。これは、仕入を受けている漁民が、漁獲物を魚問屋・魚市場を通さずに魚仲買や魚小売商らに直接売却する行為であり、魚問屋仕入制度を根幹から動揺させるものであった。瀬戸内海地域では、こうした事象が一部地域ですでに藩政期中に確認され、明治期に入ってから各郡で広範に見られるようになって問題視されていた。瀬戸内海地域の漁民は、自浦の特定の魚市場・魚糶場に依存せずとも、多様な漁獲物販売経路を有していたのである。中にはこの沖売り・抜け売りの弊害から、仕入自体が廃止された浦も存在した。これもまた、瀬戸内海漁民の、魚問屋・魚市場およびその仕入に対する自立度の高さを象徴するものといえよう。

④瀬戸内海地域では、魚問屋株・魚糶座株といった株仲間制度が広範に確認された。この藩政期中の旧慣は、魚問屋や魚糶場が、藩や給領主に対して高額の運上銀・冥加銀を上納する見返りに、漁獲物の独占的販売権を公許されたものであり、日本海地域ではほとんど確認されなかった。瀬戸内海地域でこうした魚問屋株・魚糶座株制度が見られた背景には、先述の漁民の沖売り・抜け売りの横行が関係しており、魚問屋・魚糶場は、運上銀・冥加銀上納と引き換えに、領主権力の強制力による取締りに依存しながら、独占的販売権の維

持を図らざるをえなかった。その意味で、魚問屋株・魚糶座株制度の広範な存在もまた、瀬戸内海地域の漁民の自立度の高さを反映するものだったといえる。

⑤瀬戸内海地域の魚問屋・魚糶座も、その担い手が浦役人層と一致する場合も見られたが、数は少ない。中には、魚糶場の経営を入札による期限付きの請負制で実施している浦も見られ、この点もまた、漁民と問屋の関係が必ずしも強固ではない、相対的であったという証左となる。このため、日本海地域で確認された年貢諸役のとりまとめ役を魚問屋が果たしていた事例を瀬戸内海地域では確認できなかった。

(3) 魚問屋仕入制度の二つの地域類型の要因

日本海と瀬戸内海で魚問屋仕入制度が大きく異なっていた理由は、二つの地域における商品経済の発展の度合いに求められる。一般に防長地域では、山陽道が東西を縦貫し、瀬戸内海海運の発展が見られた瀬戸内海地域の方が、日本海地域に比して商品経済の発展が著しかったといわれる。岩国・徳山・長府などの城下町に加え、港町・宿場町・塩田地帯などを多数擁する瀬戸内海地域は、周辺諸村も含めて鮮魚類の大きな需要地であった。このため漁民は、多様な販路を持つことが可能であり、売却先を自らの意思で選択できる立場にあった。その販路は、防長両国内に限られず、場合によっては豊前国や安芸国方面にまで及んでいた。この結果、漁民の多くが時代と共に次第に自浦の魚問屋・魚市場に対する依存度を低下させていったものと考えられる。この点は、魚市場や販路の乏しかった日本海地域との決定的な相違点であろう。商品経済の発展が遅れていた日本海地域の魚問屋仕入制は、浦方共同体の規制力が色濃く残存し、どちらかといえば古い時代の原初的形態をとどめていた。一方、瀬戸内海地域では、商品経済の発展が共同体規制を後退させ、魚問屋仕入制が動揺・解体過程に向かいつつある新たな段階にあった、といえるであろう。

(4) 「商主」制度

瀬戸内海沿岸地域に「商主」という魚問屋仕入制度が存在していた事は先学の指摘するところであったが、今回の研究では、それは主として周防国大島郡・熊毛郡の島嶼部地域に展開していたことが明らかとなった。また、この制度は、安芸国倉橋島や伊予国宇和島でも確認され、領国や藩領域を越えた広がりを持っていた事も確認できた。商主制度は、仕入の見返りに問屋が漁獲物を独占的に買い上げて消費地に転売する形態の魚問屋仕入制度であり、魚市場・魚糶場という「場」を提供して口銭収入を得る他地域の魚問屋とは一線を画する第三の類型であったことも明らかとなった。魚市場の開設が困難な島

嶼部地域であったが故に、こうした制度が発達したと思われる。

(5) 今後の課題

本研究では、引船制度に象徴されるような問屋と漁民の関係が強固な魚問屋仕入制を日本海類型、漁民の自立度が高く問屋との関係が緩やかな魚問屋仕入制を瀬戸内海類型として、おおまかに海域別の特徴は把握できたと考えるが、残された課題も多い。特に、本研究のもう一つの目的であった漁村の内部構造に関しては、特に瀬戸内海地域について未解明の部分が多い。例えば、日本海地域で魚問屋が果たしていた漁民の年貢・諸懸の徴収機能は、瀬戸内海地域ではどうなっていたのか。あるいは、漁民の発言力が増大する瀬戸内海地域の浦方社会において、魚問屋の地位や地域運営の在り方はどの様に変貌していったのか。また、これは両海域に共通する問題だが、釣漁や網漁といった漁法の違いは魚問屋仕入制をどの様に規定していたのか、中でも網主と魚問屋の関係はどうなっていたのか、という点も明らかにできていない。今後も、個別の浦方の事例をもと掘り下げた研究を進めていく必要を痛感している。

また、防長地域(山口県地域)に限っては、二つの海域の魚問屋仕入制の類型や相違点を大まかに明らかにできた一方で、それがどの程度、他地域に敷衍できる現象であったのか、という点についても、今後の検討課題として残されている。研究対象とした近接地域の内、対馬や安芸、伊予ではある程度の成果が見られたが、石見や筑前などでは十分な成果が得られなかった。これらの地域に関しても、今後も継続的な史料調査を進め、研究の深化に努めていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 木部和昭、明治期山口県の魚市場慣行調に見る魚問屋仕入制度の諸相～近世防長漁業の内部構造・地域類型解明の手がかりとして～(上)、やまぐち学の構築、査読無、9号、2014、頁未定
- ② 木部和昭、明治期山口県の魚市場慣行調に見る魚問屋仕入制度の諸相～近世防長漁業の内部構造・地域類型解明の手がかりとして～(上)、やまぐち学の構築、査読無、9号、2013、25-41
- ③ 木部和昭、厚狭郡埴生浦における魚糶場と仕入～長門国瀬戸内海沿岸地域における魚市場の一形態～、やまぐち学の構築、査読無、8号、2012、35-49
- ④ 木部和昭、平郡島における舸子役と漁業権、

やまぐち学の構築、査読無、7号、2011、47-64

[学会発表] (計1件)

- ① 木部和昭、近世長門の引船制度に見る漁村の内部構造、社会経済史学会中国四国部会大会、2011.11.26、島根県民会館(松江市)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

木部 和昭 (KIBE KAZUAKI)

山口大学・経済学部・教授

研究者番号：20263759

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：